

財団法人福島県下水道公社条件付一般競争入札（工事）実施要領新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条から第14条（略）</p> <p>（開札）</p> <p>第15条 第1項から第4項（略）</p> <p>5 入札執行権者は、前項の確認を行った後、無効又は失格の入札を除き最低価格から第2番目の価格の入札までの入札金額及び入札参加者名を読み上げるものとする。</p> <p>（落札候補者）</p> <p>第16条 入札執行権者は、最低価格で入札した者から第2順位までの入札参加者（前条第4項の規定による失格又は無効の入札を行った者を除く。以下同じ。）（以下「落札候補者」という。）の入札参加者名を開札の場において読み上げるものとする。</p> <p>第2項から第3項（略）</p> <p>4 最低価格から第2番目 _____ の入札参加者が複数あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、第2項及び第3項の規定に準じて順位を決定するものとする。</p> <p>第17条（略）</p> <p>（<u>第1順位</u>の落札候補者に対する通知）</p> <p>第18条 入札執行権者は、<u>第1順位</u>の落札候補者が開札に立ち会わないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。</p> <p>2 落札者を決定する前において<u>第1順位</u>の落札候補者以外の入札参加者等から当該入札に関する問い合わせがあった場合は、開札場所において読み上げ、又は宣言した内容を回答して差し支えないものとする。</p> <p>（入札参加資格の事後審査）</p> <p>第19条 第1項から第4項（略）</p> <p>5 第16条第1項の落札候補者がすべて入札参加資格を有していなかったときは、第3順位以降の入札参加者を順次落札候</p>	<p>第1条から第14条（略）</p> <p>（開札）</p> <p>第15条 第1項から第4項（略）</p> <p>5 入札執行権者は、前項の確認を行った後、無効又は失格の入札を除き最低価格から第3番目の価格の入札までの入札金額及び入札参加者名を読み上げるものとする。</p> <p>（落札候補者）</p> <p>第16条 入札執行権者は、最低価格で入札した者から第3順位までの入札参加者（前条第4項の規定による失格又は無効の入札を行った者を除く。以下同じ。）（以下「落札候補者」という。）の入札参加者名を開札の場において読み上げるものとする。</p> <p>第2項から第3項（略）</p> <p>4 最低価格から第2番目 <u>又は第3番目</u>の入札参加者が複数あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、第2項及び第3項の規定に準じて順位を決定するものとする。</p> <p>第17条（略）</p> <p>（ _____ 落札候補者に対する通知）</p> <p>第18条 入札執行権者は、 _____ 落札候補者が開札に立ち会わないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。</p> <p>2 落札者を決定する前において _____ 落札候補者以外の入札参加者等から当該入札に関する問い合わせがあった場合は、開札場所において読み上げ、又は宣言した内容を回答して差し支えないものとする。</p> <p>（入札参加資格の事後審査）</p> <p>第19条 第1項から第4項（略）</p> <p>5 第16条第1項の落札候補者がすべて入札参加資格を有していなかったときは、第4順位以降の入札参加者を順次落札候</p>

補者として当該落札候補者に落札候補者となった旨を通知するとともに、入札参加資格の確認を行うものとする。この場合においては、第16条第2項から第4項まで、第18条第1項及び前項の規定を準用する。

第20条から第22条（略）

（落札者の決定）

第23条 第1項から第2項（略）

3 前項 以外の入札参加者への落札者決定の通知は、ホームページへの当該入札結果の公表をもってこれに代える。

4 落札者を決定するときは、入札の過程及び結果を資格確認等一覧表に記入しなければならない。

附 則

この要領は、平成21年8月11日から施行し、同日以後に起工する工事について適用する。

別記（略）

補者として当該落札候補者に落札候補者となった旨を通知するとともに、入札参加資格の確認を行うものとする。この場合においては、第16条第2項から第4項まで、第18条第1項及び前項の規定を準用する。

第20条から第22条（略）

（落札者の決定）

第23条 第1項から第2項（略）

3 落札候補者に落札者又は入札参加資格を有しない者以外の者がある場合は、落札者が決定した旨を当該落札候補者に電話等确实な方法により速やかに連絡するものとする。

4 落札候補者 以外の入札参加者への落札者決定の通知は、ホームページへの当該入札結果の公表をもってこれに代える。

5 落札者を決定するときは、入札の過程及び結果を資格確認等一覧表に記入しなければならない。

別記（略）

別表

〔格付要件、及び「地域要件」設定基準〕

格付要件に係る等級、基準点数(県内については総合点、県外については客観点)については、有資格者名簿のとおりとする。

〔機械設備工事〕

格付要件等	等級	基準点数	5千万円以上	1千万円以上5千万円未満	1千万円未満
	A	762点以上			
	B	662点以上762点未満			
	C	662点未満			
地域要件	一般的な工事		全国	県内	
	既存の施設・設備と関連性の高い特殊な工事		全国		

〔電気設備工事〕

格付要件等	等級	基準点数	1千万円以上	5百万円以上1千万円未満	5百万円未満
	A	955点以上			
	B	655点以上955点未満			
	C	655点未満			
地域要件	一般的な工事		県内	隣接3管内	
	既存の施設・設備と関連性の高い特殊な工事		全国		

〔通信設備工事〕

格付要件等	等級	基準点数	5千万円以上	1千万円以上5千万円未満	1千万円未満
	A	746点以上			
	B	646点以上746点未満			
	C	646点未満			
地域要件	一般的な工事		全国	県内	
	既存の施設・設備と関連性の高い特殊な工事		全国		

〔上・下水道工事〕

格付要件等	等級	基準点数	1億円以上	3千万円以上1億円未満	1千万円以上3千万円未満	1千万円未満
	A	724点以上				
	B	624点以上724点未満				
	C	524点以上624点未満				
	D	524点未満				
地域要件	一般的な工事		県内	隣接3管内		
	既存の施設・設備と関連性の高い特殊な工事		県内	隣接3管内		

〔造園工事〕

格付要件等	等級	基準点数	3千万円以上	1千万円以上3千万円未満	1千万円未満
	A	634点以上			
	B	534点以上634点未満			
	C	534点未満			
地域要件	一般的な工事		県内	隣接3管内	

〔暖冷房衛生設備工事〕

格付要件等	等級	基準点数	1千万円以上	5百万円以上1千万円未満	5百万円未満
	A	753点以上			
	B	653点以上753点未満			
	C	653点未満			
地域要件	一般的な工事		県内	隣接3管内	

別表

〔格付要件、及び「地域要件」設定基準〕

格付要件に係る等級、基準点数(県内については総合点、県外については客観点)については、有資格者名簿のとおりとする。

〔機械設備工事〕

格付要件等	等級	基準点数	5千万円以上	1千万円以上5千万円未満	1千万円未満
	A	800点以上			
	B	700点以上800点未満			
	C	700点未満			
地域要件	一般的な工事		全国	県内	
	既存の施設・設備と関連性の高い特殊な工事		全国		

〔電気設備工事〕

格付要件等	等級	基準点数	1千万円以上	5百万円以上1千万円未満	5百万円未満
	A	1,000点以上			
	B	700点以上1,000点未満			
	C	700点未満			
地域要件	一般的な工事		県内	隣接3管内	
	既存の施設・設備と関連性の高い特殊な工事		全国		

〔通信設備工事〕

格付要件等	等級	基準点数	5千万円以上	1千万円以上5千万円未満	1千万円未満
	A	800点以上			
	B	700点以上800点未満			
	C	700点未満			
地域要件	一般的な工事		全国	県内	
	既存の施設・設備と関連性の高い特殊な工事		全国		

〔上・下水道工事〕

格付要件等	等級	基準点数	1億円以上	3千万円以上1億円未満	1千万円以上3千万円未満	1千万円未満
	A	800点以上				
	B	700点以上800点未満				
	C	600点以上700点未満				
	D	600点未満				
地域要件	一般的な工事		県内	隣接3管内		
	既存の施設・設備と関連性の高い特殊な工事		県内	隣接3管内		

〔造園工事〕

格付要件等	等級	基準点数	3千万円以上	1千万円以上3千万円未満	1千万円未満
	A	700点以上			
	B	600点以上700点未満			
	C	600点未満			
地域要件	一般的な工事		県内	隣接3管内	

〔暖冷房衛生設備工事〕

格付要件等	等級	基準点数	1千万円以上	5百万円以上1千万円未満	5百万円未満
	A	800点以上			
	B	700点以上800点未満			
	C	700点未満			
地域要件	一般的な工事		県内	隣接3管内	